

議案第 29 号

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例 号

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例（令和4年南あわじ市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、アフタースクールを1月以上休所する場合の利用料は、1月当たり3,000円とし、規則で定めるアフタースクールを利用する場合の利用料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 (費用負担)</p> <p>第9条 利用者は、利用料として1月当たり5,000円(8月分については、7,000円)を毎月25日までに納入しなければならない。<u>ただし、アフタースクールを1月以上休所する場合の利用料は、1月あたり3,000円とする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第10条以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (費用負担)</p> <p>第9条 利用者は、利用料として1月当たり5,000円(8月分については、7,000円)を毎月25日までに納入しなければならない。<u>ただし、アフタースクールを1月以上休所する場合の利用料は、1月当たり3,000円とし、規則で定めるアフタースクールを利用する場合の利用料は、無料とする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第10条以下 略</p>	

